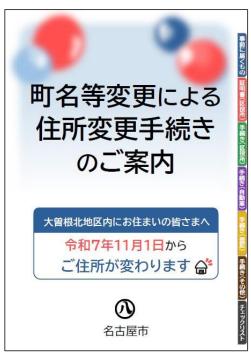
※資料訂正箇所

「町名等変更による住所変更手続きのご案内」冊子に修正があります



「町名等変更による住所 変更手続きのご案内」 冊子(P24)



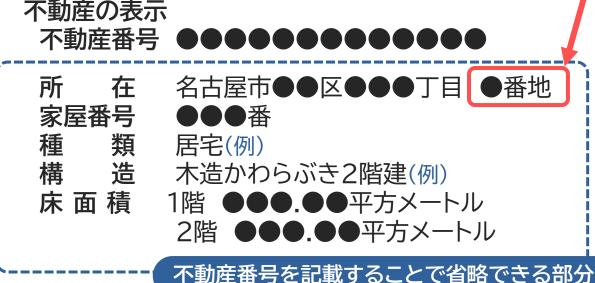
訂正

内容

P24 建物(戸建)の記載例 「所 在」 欄に、「●番地」を追加

不動産登記(土地・建物の登記申請書の記載例(不動産の表示)

建物(戸建)の記載例



住所変更手続き 説明会資料

北区 大曽根北地区について



目次

- 大曽根北地区について
- 送付物のご説明
- 証明書の取得方法
- 手続きのご説明
 - ・区役所関係の手続き
 - ・車両関係の手続き
 - ・登記変更の手続き
 - ・その他の手続き

大曽根北土地区画整理事業

昭和60年2月15日 事業計画決定の公告

~ 令和7年10月31日(金) 換地処分の公告

換地処分の公告の翌日、令和7年11月1日(土)に 町名町界整理及び住居表示が実施され、 皆さまのご住所が変更となります

大曽根北地区について

土地区画整理に合わせて

令和7年11月1日(土)に町名町界整理及び住居表示が実施されます

町名町界整理区域

新住所の表記

上飯田東町●丁目●番地 など

町名・丁目・地番が変わります

町名や丁目が変更にならない方もいますが、 区画整理により地番は全員必ず変わります

住居表示実施区域

新住所の表記

山田●丁目●番●号 など

町名・地番・住所の表示方法が変わります

今後、建物の建替えや取り壊し、新築をした 際には、区役所の総務課に届出が必要です

住所が変わるため、様々な住所変更手続きが必要です

住所変更のお手続きは、11月1日(土)の実施日以降です

※事前にお手続きしていただく必要はありません

町名町界整理及び住居表示の実施前後イメージ



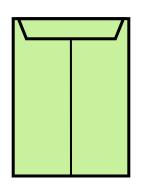
現在の町



新しい町(11月1日~)

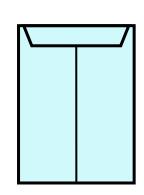
送付物のご説明

①手続き案内セット



グリーン の封筒

町名町界整理分 新住所が 上飯田東町●丁目の方



ブルー の封筒

住居表示実施分 新住所が 山田●丁目の方

セット 内容

新住所 通知時期 のご案内

> 新住所 通知時期 のご案内 ※イメージ

区役所関係 住所変更 手続きチラシ

> 区役所関係 住所変更 手続きチラシ お問合せ先 のご案内など ※イメージ

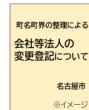
マイナンバーカード 変更の手続き チラシセット



町名等変更による 住所変更手続き のご案内冊子



(事業者向け冊子) 会社等法人の 変更登記について

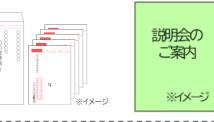


住所変更区域 のご案内



郵便局行の封筒 (通信用ハガキ50枚入)

説明会のご案内



透明の封筒

住居表示を実施する区域内にお住まいの方にのみ、 表示板取付用のクリア封筒を追加でお届けすることがあります

- ●住居表示制度案内チラシ
- ●住居番号表示板

●戸別町名表示板

●表示板取付用接着剤

同封の案内をご確認いただき、玄関に表示板を取付してください



② 新本籍の通知書

変更実施区域内に本籍がある世帯に、新本籍をお知らせします

< T >

<旧住所>

<氏名>

名古屋市〇区長 〇〇 〇〇

新本籍通知書

令和○年○月○日付で土地の名称(町名)及び地番号が変更されます。 つきましては、あなたの本籍の町名及び地番号が以下のとおり変更されますから、お知らせします。

筆 頭 者	<氏名>
旧 本 籍	<旧本籍>
新本籍	<新本籍>
構成員	<氏名> <氏名>

※このお知らせについてのお問い合わせは、○区役所 ○○課 (Tel 052-000-0000) までご連絡ください。

通し番号:0000000

※イメージ

- ※ 通知書は再発行できませんので、大切に保管してください
- ※ 新本籍の通知書は世帯主宛及び、 世帯主と別住所の世帯員宛に各1枚、お送りします

本籍は原則、新しい地番に変わります

新本籍の通知書は、 「本籍の更正証明書(冊子P5)」 の代わりに使用できます



運転免許証の本籍の 変更手続(P18)

※提出の際には返却の有無等を よくご確認ください



③ 新住所の通知書

変更区域内に住民票がある方や事業所に、新住所(新所在地)をお知らせします

【町名町界整理】

新住所が上飯田東町●丁目の方



【住居表示実施】

新住所が山田●丁目の方

				令和 ○年 ○ 月 ○ 日				
		<〒> <旧住所>						
		<氏名>						
				名古屋市長〇〇 〇〇 即				
_			住居表示決定	通知書				
	住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居について、住居表示を実施し、下記のとおり街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により適加します。							
			紀					
	氏名、名和	か又は施設の名称	<氏名>					
	住所、居所 又は施設の 場所の表示		<旧住所>					
_			<新住所>					
	実	施年月日	令和○年○月○日					
				_				
	(お問い合わせ先) 名古歴市スポーツ市民局 地能版開始作民選							
;	※イメ	ニージ	地域放映部は氏線 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 052-972-3178					

区域内に住民票を置いていない方には、新住所の 通知書は届きません

※「お知らせ」は証明書の代わりとして使用できません

新住所の通知書は、 「住所変更の証明書(冊子P6)」 の代わりに使用できます



運転免許証の住所の 変更手続(P18)、

不動産登記の所有者の住所の 変更手続(P21-26)

※提出の際には返却の有無等を よくご確認ください

- ※ 通知書は再発行できませんので、大切に保管してください
- ※ 新住所の通知書は世帯全員宛に各3枚、同じものをお送りします

住居表示実施区域では、本籍と住所は別になります

住 所 (住居表示) 「山田●丁目 1番 2号」 籍 本 「山田●丁目 103番地」 住所(建物につく) ● 丁目 1番 2号 例 A家 戸籍(土地につく) ● 丁目 103番地 103番地 1街区

> ※ ご希望の場合は、街区(例:「山田●丁目1番」)に本籍を変更することが可能です。 変更される際は、北区役所市民課にて転籍届を11月1日以降にご提出ください。 。

各種手続きに使用できる 証明書の取得方法について

11月4日(火)以降に 北区役所にて取得可能



住所変更等手続きの際に、各機関で使用できる証明書

(証明書又は通知書の添付により手数料等が免除となる手続きがあります)

必要な方は、北区役所の各窓口へ必要書類を持ってお越しください

必 要 書 類

- ●本人確認書類(代理の場合は委任関係が確認できる書類等)
- ●事前に届いた各通知書(本籍/住所) (詳細は冊子P2-3)

- *実施日以降に、無料で取得できます
- *申請期限はありません。実施日直後は、窓口が混雑し、発行に時間がかかることがあります
- *証明書の代わりに、各通知書を使用できます(冊子P2-3参照)
- *「新住所の通知書」や「新本籍の通知書」が届いていない方は、変更区域内に住所や本籍が 登録されていないため、各証明書は発行できません

(住居表示実施地区で、新住所の通知書の代わりに「お知らせ」が届いた方も発行できません)

①本籍の更正証明書

運転免許証の本籍等を更新する手続きに必要な書類です

※「住所変更の証明書」で代用することはできません 「新本籍の通知書」で代用することは可能です

土地の名称及び地番号変更証明書 実施日 令和〇年〇月〇日 変更区分 本籍 氏名 <氏名> 実施前表示 <日本籍> 上記のとおり証明する。 令和〇年〇月〇日

※イメージ

窓口

北区役所の市民課にて発行します

発行は窓口のみ

[**25**917-6446]

②住所変更の証明書

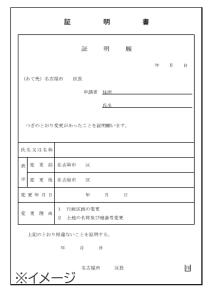
運転免許証や自動車検査証、法務局の登記等の住所を変更する手続きに必要な書類です

住所変更の証明書(通知書)で手数料等が免除されます

住所変更手続きの際、「住所変更の証明書」(又は通知書)を添付することで、 車検証の住所変更の手数料や、法務局での登録免許税等が免除されます

【町名町界整理】

新住所が上飯田東町●丁目



【住居表示実施】

新住所が山田●丁目

	証	明		書					
	ãŒ	明	順						
				44:	月日				
(あて先) 名古屋市		者 住所							
		長名							
住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、つぎのとおり 住居表示の変更があったことを担効額・ます。									
氏名、名称又は施設									
住 所 別 の表示	実施前 名古	屋市 区			香地				
施設の場所	実施後 名古	屋市 区		4	号				
住居表示の実力	区期 日	年	H	B					
上記のとおり相連ないことを証明する。 年 月 日									
※イメー	ジ	B市 区	兵		自				

※「本籍の更正証明書」で代用することはできません 「新住所の通知書」で代用することは可能です

北区役所の総務課にて発行します

※郵送による 申請・取得もできます (詳細は冊子P7)

[**조**917-6412]

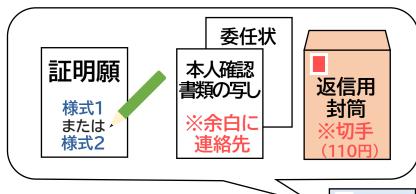
②「住所変更証明書」の郵送での発行申請

区役所にお越しになるのが難しい場合の取得方法です

- *窓口での発行と比べ、時間と費用がかかります(郵送料、返信用切手)
- *郵送による証明書発行は一度の申請につき10枚までです
- *本籍の更正証明書の発行は窓口のみのため、郵送申請はできません



市公式ウェブサイトから 様式をダウンロード



様式に必要事項の記入の上、本人確認書類の写し、連絡先、 返信用封筒、(委任状)と同封



後日、住所変更証明書を発行し、返信用封筒にて返送します

②「住所変更証明書」の郵送での発行申請

区役所にお越しになるのが難しい場合の取得方法です

* 1件の申請で複数枚の証明書が必要な方は、様式の余白等に必要枚数を記載してください

方法

提出書類を北区役所の総務課へ郵送

→後日、住所変更証明書を発行し、 返信用封筒にて返送します

- ※郵送による証明書発行は一度の申請につき10枚までです
- ※郵送料と、返信用切手(110円分)をご負担いただきます

依頼 対象者

- 住所が変更された 本人及び事業所
- ※新住所の通知書が届いた方のみ
- (2) (1)の関係者

(関係者の詳細は、 北区役所総務課にご確認ください)

提出 書類

- 証明願【様式1または様式2】※様式・記載例は本市ウェブサイトを参照
- 証明書の返信用封筒 ※返信用切手(110円分)を貼ってください
- ◆ 本人確認書類の写し (運転免許証やパスポートなどのコピー)
- 電話番号等の連絡先 ※本人確認書類の写しの余白に記載してください
 - →不明点等の確認用に、日中に連絡が取れる連絡先を記載してください。 連絡が取れないと、証明書を発行することができない場合があります。
- (②関係者による依頼の場合) 本人からの委任状 または 委任関係が確認できる書類

「証明願」の様式は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます

北区役所へのアクセス

 $\pm 462 - 8511$

北区清水四丁目17番1号

☎052-911-3131(代表)

開庁 時間 月曜日から金曜日

午前8時45分から午後5時15分まで

(祝日・休日・年末年始を除く)

黒川交差点 南300メートル

●地下鉄:名城線「黒川」下車 徒歩5分

●市バス:「北区役所」下車 徒歩すぐ、「黒川」下車 徒歩5分

- ※ 実施日直後や年末は混み合います
- ※ 区役所関係の各種手続きや担当部署の詳細については、P10~P17 または 区役所関係住所変更手続きチラシをご確認ください
- ※環境保全のため、できるだけマイカーでのご利用は控えてください 公共交通機関での来庁にご協力ください
- ※ お車でお越しの場合は、近隣の迷惑となりますので、駐車場入口付近での 入庫待ち及び長時間駐車はご遠慮いただきますようお願いいたします。 ウェブサイトの北区役所は連場の混雑予想力レンダーもご参考にしてください

交通アクセス

カテゴリ別手続き一覧



身分証 等

[担当]市民課[四917-6446]

●住民票 (住民基本台帳)

●戸籍簿

印鑑票

手続き不要

自動的に新しい住所に更新されます

- ●マイナンバーカード(個人番号カード)
- ●住民基本台帳カード

北区役所での手続きが必要です 必要書類を持って窓口へお越しください

(券面に新しい住所を記載します)

必要書類

- ●更新するカード
- ●カードの暗証番号:2種
 - (1) 数字4桁
 - ② 英数字6~16桁
- *なお、券面変更前でも 保険証としての利用は できます
- ※代理の方が手続きをする場合、手続きの方法が異なります 担当部署へ事前に電話にてお問い合わせください

- ●在留カード
- ●特別永住者証明書

北区役所での手続きが必要です 必要書類を持って窓口へ お越しください

(裏面に新しい住所を記載します)

必要書類

更新する

- ●在留カード または
- ●特別永住証明書

年 金

[担当]保険年金課 年金担当 [☎917-6452]

国民年金 に加入中・受給中の方

手続き不要

順次、新しい住所に自動的に更新されます

※年金機構からの郵便物について、旧住所のままでのお届けが続く場合は、 お手数ですが担当の年金事務所までお問い合わせください

+ □.∨.o.	+\881\& 5 44	管轄する区		
担当の 年金事務所	お問い合わせ 電話番号	国民年金 保険	厚生年金保険、 健康保険	
大 曽 根 年金事務所	☎ 935-3344	千種、東、 守山、名東	千種、東、 <u>北</u> 、 守山、名東	
名古屋北年金事務所	5 912-1213	北※	_	

※国民年金については名古屋北年金事務所へ、厚生年金については大曽根年金事務所へ

厚生年金/共済年金に加入中・受給中の方

各勤務先/各共済組合へ お問い合わせください

※事業主の場合は、 担当の年金事務所まで お問合せください

健康保険 等

[担当]保険年金課 保険·福祉医療担当[☎917-6455]

- ●国民健康保険資格確認書
- ●国民健康保険高齢受給者証
- ●子ども医療証
- ●ひとり親家庭等医療証
- ●障害者医療証
- ●福祉給付金資格者証

手続き不要 ※

次回の更新時に新しい住所を 記載してお渡ししますので 証の有効期限まで、 そのままお使いください

※更新前の変更をご希望の場合は、 担当部署へ電話にてお問い合わせ ください

- ●国民健康保険被保険者証
- ●後期高齢者医療被保険者証

手続き不要

なお、国民健康保険被保険者証 及び 後期高齢者医療被保険者証は 新規の発行を終了したため、 代わりに「資格確認書」等となります

マイナ保険証については、変更していない状態でも 保険証として利用できます

*マイナンバーカードの券面変更については冊子P10をご覧ください

子育て

[担当]民生子ども課 [25917-6513]

●児童手当

●児童扶養手当証書

●市立小中学校

手続き不要

自動的に新しい住所に 更新されます

手続き不要

次回、手当の証更新時の 交付の際に新しい住所を記載して お渡ししますので、 証の有効期限まで そのままお使いください

手続き不要 ※

名古屋市立の小学校、 中学校においては、 自動的に新しい住所に 更新されます

※上記以外の園や学校等は、 通学先へ直接、お問合せ・ お手続きをしてください

高齢者福祉

[担当]福祉課

- ●介護保険被保険者証
- ●介護保険負担割合証

手続き不要

実施日以後に、新住所のラベルシールをお送りします

届いたラベルシールをお使いの証の住所欄に貼り、 住所を訂正してお使いください

到着するまでは、お使いの証をそのままお使いください

福祉課 介護保険担当 [**公**917-6523] ●敬老手帳

手続き不要

手帳の住所欄をご自身で 書き換えてお使いください

福祉課 高齢福祉担当 [**2**2917-6531]

- 介護保険負担限度額認定証
- 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
- 介護保険利用者負担額減額•免除認定証
- 認知症高齢者グループホーム居住費助成認定証

手続き不要

新しい住所を記載した証をお送りします

到着するまでは、お使いの証をそのままお使いください

福祉課

介護保険担当 [公917-6523]

障害者福祉

[担当]福祉課[至917-6516]

- ●身体障害者手帳
- ●愛護手帳
- ●精神障害者保健福祉手帳

北区役所での手続きが必要です

必要書類を持って窓口へお越しください

必要書類

- ●更新する手帳
- ●本人確認書類

- ●特別障害者手当
- ●障害児福祉手当
- ●特別児童扶養手当
- ●福祉手当(経過措置)
- ●外国人障害者給付金

手続き不要

自動的に新しい住所に更新されます

障害者福祉

[担当]福祉課 [至917-6516]

- 自立支援医療受給者証 (更生医療)(精神通院)(育成医療)
- 障害福祉サービス受給者証

- 特定医療費受給者証(指定難病)
- ●地域相談支援受給者証
- 移動支援•地域活動支援受給者証
- 小児慢性特定疾病医療受給者証 ●(障害児)通所受給者証

手続き不要 ※

次回の更新時に新しい住所を記載してお渡ししますので、 証の有効期限まで、そのままお使いください

※更新前の変更をご希望の場合は、 必要書類を持って窓口へお越しください

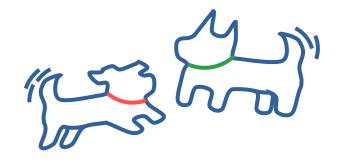
- ●更新する証
- ●本人確認書類

ペット [担当] 北保健センター健康安全課 [四917-6547]

●犬の登録 (鑑札·注射済票)

手続き不要

自動的に新しい住所に更新されます



区役所関係の書類について

マイナンバー カード 住民基本台帳カード

在留カード

特別永住者証明書

身体障害者 手帳

愛護手帳

精神障害者 保健福祉手帳

区役所での手続きが必要です

*必要書類を持って北区役所の担当窓口までお越しください

区役所関係の書類について

例

住民票

戸籍簿

印鑑票

国民年金

児童 手当 敬老 手帳

医療証

国民健康保険 資格確認書

等…

区役所での手続きは不要です

*詳細は案内冊子や区役所手続きチラシをご確認ください

運転免許証 等

●運転免許証 ●運転経歴証明書

窓口での手続きが必要です 必要書類を持ってお早めに手続きをしてください

必要書類

●運転免許証 または 運転経歴証明書

または

- ▶住所変更の証明書(P6) または 新住所の通知書(P3)
- ●(本籍が変更になった場合) 本籍の更正証明書(P5) または 新本籍の通知書(P2)

担当窓口

愛知県 運転免許試験場

2801-3211

愛知県名古屋市天白区 平針南三丁目605番地 愛知県内の

警察署

(中部空港警察署を除く)

東三河 運転免許センター

20533-85-7181

※受付日時等の詳細は、愛知県警察ホームページをご確認ください

または

運転免許証 等

●マイナ免許証

免許情報が記録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)の変更について

以下の3つの条件を全て満たす方は、窓口での手続きは不要です (1つでも該当していない場合は、通常の運転免許証と同様に変更の手続きをしてください)

マイナ免許証<u>のみ</u> お持ちの方

※従来の免許証と両方を お持ちの方は手続きが必要



マイナンバーカードの 署名用電子証明書を 提出済みの方

※提出場所:警察署、 運転免許試験場等



マイナポータルサイトで 署名用電子証明書を 提出済みの方

※専用アプリが必要です

- ※3つ全てに該当する方は、マイナ免許証について、住所変更の手続きは不要です
- ※本籍変更は、マイナポータルサイトにログインし、ご自身での変更手続きが必要です

*マイナ経歴証明書については、運転免許試験場へお問い合わせください

自動車検査証 等

●自動車検査証等 ①

(自動車検査証)(軽自動車届出済証)

自動車検査証

普通自動車 小型自動車

小型二輪(排気量251cc以上)

軽自動車届出済証

軽二輪 (排気量126~250cc)

窓口での手続きが必要です 必要書類を持って お早めに手続きをしてください

- ●自動車検査証等
- ●住所変更の証明書(P6) または 新住所の通知書(P3)
- ●申請書(窓口で入手)
- ●委任状(所有者、使用者の来所ができない場合)
- ※町名変更等による住所変更の手続きに関しては、住所変更の 証明書(P6)または新住所の通知書(P3)を添付しているもの に限り、手数料や登録免許税は不要です

担当窓口 連絡先

中部運輸局 愛知運輸支局 登録担当

☎050-5540-2046 (自動音声案内) 名古屋市中川区北江町1丁目1番地の2

> オペレーターに直接つなぎたい場合は 自動音声案内の際に [037]をプッシュしてください

自動車検査証、車庫証明 等

●自動車検査証等 ② (自動車検査証(軽自動車))

自動車検査証

三輪の軽自動車四輪の軽自動車

窓口での手続きが必要です 必要書類を持って お早めに手続きをしてください

担当窓口 連絡先

軽自動車検査協会 愛知主管事務所

☎050-3816-1770 (コールセンター) 名古屋市港区いろは町2丁目56番地の1

●自動車検査証

- ●住所変更の証明書(P6) または 新住所の通知書(P3)
- ●申請書(窓口で入手)
- ●申請依頼書(代理人が来所される場合)

※軽自動車においては、自動車検査証の住所変更等(名義変更含む) について、手数料は発生しません

●車庫証明

(自家用自動車の保管場所証明申請) (軽自動車等の保管場所届出)

手続き不要

保管場所の**位置**が 変わらない場合、 変更の必要はありません

必要書類

登記関係の手続き

不動産登記(土地・建物) 等

●不動産登記(土地·建物)

管轄法務局での変更処理期間の終了後に、 所有者等の住所の変更手続きをする必要があります

更新が 必要な 事項

- ・所有者の住所
- ・権利者の住所 (抵当権、地上権、賃借権、仮登記等)

必要書類を用意して、不動産の所在地を管轄する法務局にて、お手続きください *オンライン申請については、法務局のウェブサイトをご確認ください

> *登記手続案内は予約制です。 管轄する法務局まで連絡し、事前に予約をしてください

登記関係の手続き

不動産登記(土地・建物)等

●不動産登記(土地·建物)

不動産の所在地を管轄する法務局まで、必要書類をご提出ください

所有者や権利者等の住所変更の手続き

必要書館

- ●登記申請書 *様式は任意
- ●住所変更の証明書(冊子P6) または 新住所の通知書(冊子P3)
- ●印鑑(認印で可)
- ●委任状(代理人申請の場合)
- ※表題部の所在・地番・家屋番号については法務局が更新するため、 登記の所有者/権利者の住所が変わった場合のみ手続きが必要です
- ※登記等の変更の手続きに関する登録免許税は、住所変更の証明書または新住所の通知書を添付することで免除されます

登記関係の手続き

不動産登記(土地・建物)等

所有者や権利者等の住所変更にかかる不動産登記申請書の記載例 (本人による申請の場合)

登記申請書

登記の目的 ●番所有権登記名義人住所変更 *登記上で何番の所有者か

原 因 令和●●年●●月●●日 土地の名称及び地番変更(例) ※1

変更後の事項 住所 名古屋市●●区●●●丁目●番地(or●番●号)

申 請 人 名古屋市●●区●●●丁目●番地(or●番●号) *新住所

名古屋 太郎 印 *認印で可

連絡先の電話番号 ●●●-●●●-●●●

添付書類

登記原因証明情報 ※2 住所変更の証明書(P6)または新住所の通知書(P3)を添付

令和●●年●●月●●日申請 名古屋法務局(●●出張所)

登録免許税 登録免許税法第5条第5号(例) *「住居表示実施」の場合:第4号

不動産の表示 ※3 「不動産の表示」は、不動産の種類によって内容が異なります

不動産番号

所 在 ●●●●●●●

※3「不動産の表示」

→各不動産での記載が 必要な事項については 冊子P23-24の例を参照

※1 「原因」

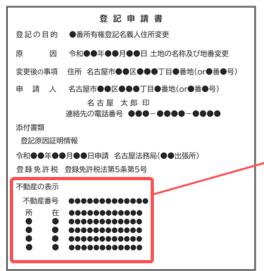
- :変更実施日と、該当する事由を下記から記載する
 - ・新住所が「上飯田東町●丁目」の方
 →「土地の名称及び地番変更」
 *「登録免許税」は「第5号」と記載
 - ・新住所が「山田●丁目」の方
 - **→「住居表示実施」**
 - *「登録免許税」は「第4号」と記載
- ※2 登記上の住所が、 証明書や通知書の「変更前住所」と異なる場合
- :他の書類が必要です。管轄する法務局へ 手続案内の予約をしてお尋ねください

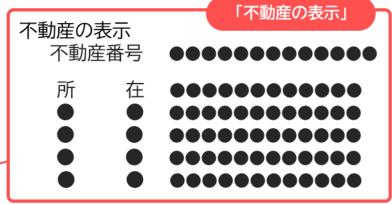
不動産登記(土地・建物)等

所有者や権利者等の住所変更にかかる不動産登記申請書の 「不動産の表示」の記載例

「不動産の表示」は、申請する不動産の種類によって記載の必要がある事項がそれぞれ異なっています

*登記記録を参考に正確に記載してください





※登記申請書全体の記載例は冊子P22参照

不動産番号を記載した場合、 一部の記載を省略することができますが、 省略できる事項も不動産の種類によって異なります

不動産登記(土地・建物)等

所有者や権利者等の住所変更にかかる不動産登記申請書の 「不動産の表示」の記載例

土地 の記載例

不動産の表示 不動産番号 ●●●●●●●●●●●●

名古屋市●●区●●●丁目 所

●●●番 目 宅地(例) 地

積 ●●●.●●平方メートル

不動産番号を記載することで省略できる部分

不動産登記(土地・建物)等

所有者や権利者等の住所変更にかかる不動産登記申請書の 「不動産の表示」の記載例

建物(戸建)の記載例

不動産の表示 不動産番号 ●●●●●●●●●●●●

在 名古屋市●●区●●●丁目●番地 所

家屋番号 ●●●番

類 種 居宅(例)

造 木造かわらぶき2階建(例)

床面積 1階 ●●●.●●平方メートル

2階 ●●●.●●平方メートル

不動産番号を記載することで省略できる部分

不動産登記(土地・建物)等

所有者や権利者等の住所変更にかかる不動産登記申請書の「不動産の表示」の記載例

敷地権の登記がある区分建物(マンション等)の記載例

不動産の表示 不動産番号 ●●●●●●●●●●●●●

一棟の建物の表示

所 在 名古屋市●●区●●●丁目●●番地

建物の名称 ●●●マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 ●●●番

建物の名称 ●●●号室

種 類 居宅(例)

構 造 鉄筋コンクリート造●●階建(例)

床 面 積 ●階部分 ●●.●●平方メートル

敷地権の表示

符 号 ●(1など)

所在及び地番 名古屋市●●区●●●丁目●●番地

地 目 宅地(例)

地 積 ●●●.●●平方メートル

不動産番号を記載することで省略できる部分

敷地権の種類所有権

敷地権の割合 ●●●●分の●●

不動産登記(土地・建物) 等

所有者や権利者等の住所変更にかかる不動産登記申請書の記載例 (代理人による申請の場合)

登記申請書

登記の目的 ●番所有権登記名義人住所変更

令和●●年●●月●●日 土地の名称及び地番変更(例)

変更後の事項 住所 名古屋市●●区●●●丁目●番地(or●番●号)

請 人 名古屋市●●区●●●丁目●番地(or●番●号)

名古屋 太郎 *印や連絡先は代理人のみに必要

添付書類

登記原因証明情報 代理権証明情報 * 委任状(記載例はP26)を添付

令和●●年●●月●●日申請 名古屋法務局(●●出張所)

代 理 人 名古屋市●●区●●●丁目●番地(or●番●号)

名古屋 花子 印 *認印で可

連絡先の電話番号 ●●●-●●●-●●●

登録免許税 登録免許税法第5条第5号(例)

不動産の表示」に記載する内容は、P23-24を参照

不動産番号

代理人申請の場合の注意事項

(本人申請からの変更がある箇所)

- ・申請人 (認印と連絡先が不要になる)
- ・添付書類 (証明書類の他に委任状を添付)
- ・代理人 (代理人の情報と認印が必要になる)

※ その他の部分の記載事項は、 本人による申請の場合の記載例と同様です。

不動産登記(土地·建物)等

所有者や権利者等の住所変更にかかる不動産登記申請書の委任状の記載例 (代理人による申請に必要な添付書類)

委 任 状

私は、(代理人住所)(代理人氏名)に、下記のことを委任します。

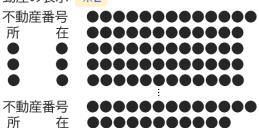
- 後記不動産について、令和●●年●●月●●日土地の名称及び地番変更 に伴う所有権登記名義人住所変更の登記申請書を作成すること、 ※1 管轄登記所へ同書を申請すること並びに補正及び取下げをすること。
- 1. 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 1. 上記に関し必要な一切の権限。

令和●●年●●月●●日

名古屋市●●区●●●丁目●番地 (or ●番●号)

名古屋 太郎 印

不動産の表示 ※2



※1

- :変更実施日と、該当する事由を下記から記載する
 - ・新住所が「上飯田東町●丁目」の方 → 「土地の名称及び地番変更」
 - ※「●丁目」までが変わっておらず 地番のみが変更された場合は「地番変更」
 - ・新住所が「山田●丁目」の方 →「住居表示実施」

※2「不動産の表示」

:不動産番号を記載しても、 記載を省略できる事項はありません

商業·法人登記等

●商業・法人登記

実施から2週間以内に変更する必要があります

更新が 必要な事項

- ・本店/支店の所在地
- ・法人代表者(人)の住所
- ・不動産登記名義人(本店)の住所

管轄の法務局まで、必要書類をご提出ください

*オンライン申請については、法務局のウェブサイトをご確認ください

会社以外の法人の場合:「本店」=「主たる事務所」、「支店」=「従たる事務所」、「会社」=「法人」

許認可、指定、届出、登録等に係る所在地変更については、当初に手続きをした機関にご確認ください

商業・法人登記 等

●商業・法人登記

管轄の法務局まで、必要書類をご提出ください

① 本店/支店の所在地や、 法人代表者の住所変更

- ●会社変更登記申請書 *様式は任意
- ●住所変更の証明書(冊子P6) または、新住所の通知書(冊子P3)
- ※本店と支店の両方を変更する場合は各1部ずつ必要 ※法人代表者の住所も変更する場合は追加で1部が必要
- ●委任状(代理人申請の場合)

② 不動産を所有している 法人の本店の住所変更

(不動産登記名義人住所変更)

※事前に①の手続きが必要です

- ●所有権登記名義人住所変更登記申請書
- ●住所変更の証明書(冊子P6) または、新住所の通知書(冊子P3) または、履歴事項証明書(※有料)
- ●(会社法人等番号を記載しない場合)作成後3か月以内の登記事項証明書(※有料)
- ●委任状(代理人申請の場合)

必要書類

管轄の法務局

管轄する法務局	お問い合わせ 電話番号	アクセス	管轄範囲	
			不動産登記(区別)	商業·法人登記
名古屋法務局	不動産登記部門 25952-8070	中区三の丸二丁目2番1号 (3階)	不動産登記部門総務係	法人登記部門 総務係
本 局	法人登記部門 公952-8071	地下鉄名城線 名古屋城駅 5番出口より徒歩2分	千種、東、北、西、中 村、中、昭和	名古屋市内全域
名古屋法務局 熱田出張所	☎ 671-5221	熱田区神宮四丁目 8番40号 地下鉄名城線 熱田神宮伝馬町駅 2番出口より徒歩5分	不動産登記部門 総務係 瑞穂、熱田、 中川、港、南、緑	一 (取扱なし)
名古屋法務局 名東出張所	☎7 03-2322	名東区社が丘四丁目201番地 地下鉄東山線 本郷駅 1番出口より徒歩13分	不動産登記部門 総務係 守山、名東、天白	_ (取扱なし)

- ※登記手続案内は事前予約制です(実施日直後や年末は混み合います)
- ※町名町界整理の実施日以後、不動産登記はしばらく変更処理期間に入ります。 土地・建物の所有者等の住所変更や登記事項証明書発行等については期間中、手続きができなかったり、処理途中の内容での発行となる ことがあります。変更処理の終了時期等、詳細は名古屋法務局本局にご確認ください
- ※区に発行を申請する**住所変更の証明書**または、お手元に事前に届く新住所の通知書の添付により、登記の登録免許税は免除されます
- ※オンライン申請については、法務局のウェブサイトをご確認ください

水道、パスポート 等

水道

手続き不要

順次、新しい住所に 自動的に更新されます

しばらく経っても送付物が 旧住所のままで届く場合は、 念のため、送付元まで ご連絡をお願いいたします

●パスポート

手続き不要 ※

- ※ 最後に所持人記入欄の住所がある場合は、 二重線で消して、新住所に訂正をしてください
 - *所持人記入欄のないパスポートは、 住所の訂正の必要はありません
 - *本籍については、都道府県名のみの記載のため、 訂正の必要はありません

税関係 等

国税 ●県税

手続き不要

順次、新しい住所に 自動的に更新されます

市民税や固定資産税、税務証明等、 **市税** に関する事項についてご質問がある場合は 担当の市税事務所へお問い合わせください

担当の	管轄範囲		
市税事務所	個人市民税·固定資産税 (担当区)	その他税目	
栄 市税事務所	千種、東、北、中、 守山、名東	法人市民税、 事業所税	
本陣 市税事務所	西、中村、中川、港	1	
金山 市税事務所	昭和、瑞穂、熱田、 南、緑、天白	軽自動車税	

●ふるさと寄附金(納税)

住所変更があった年に、 旧住所で ふるさと納税ワンストップ特例の 申告特例申請書を提出した方

は、

寄附先の自治体にお問い合わせください

※手続きの要否や必要書類等は各自治体により異なります

ワンストップ特例制度を利用せず、 確定申告等により寄附金の控除を受ける場合は、 申告の際に旧住所の表記の「寄附金控除に関する証明書」を そのまま提出して問題ありません

郵便 等

●郵便物について



1年程度は旧住所でも問題なく郵便物が届きますが、 なるべくお早めに新しい住所を各所へお知らせください

お知り合いへの連絡に、同封の通信用ハガキセットをご活用いただけます

通信用ハガキセット

*冊子と一緒に同封されています

お知り合い等へ新しい住所をお知らせするためのセットです



<内容>
郵便局宛の封筒
通信用ハガキ(50枚)
郵便番号一覧表等

記載した通信用ハガキを郵便局宛の封筒にまとめて入れてポストに投函することで、切手不要で各所へ郵送できます

新郵便番号 [462-□□□□]は、 郵便局宛の封筒に同封されている 町名ごとの郵便番号一覧表にて ご確認ください

※ 通信用ハガキが50枚では 足りないという場合や、 自作のハガキを使用したい 等の場合には、封筒に記載の 北郵便局までご連絡ください

☎ 0570-041-575
ナビダイヤル(通話料有料)

その他契約 等

●その他の手続きについて

各種契約等について手続きが必要になると想定されます 各契約先の案内に従って住所変更の手続きをしてください

(例)

※必要な手続きは、契約状況等によって異なります

勤務先

電気

ガス

ネット回線

電話(固定/携帯)

金融(銀行/クレジットカード等)

保険

新聞

テレビ

ショッピングサイト (通販)

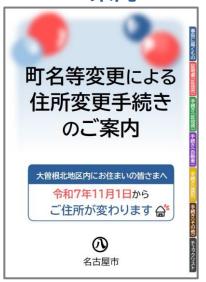
等

*町内会・自治会等は地域の任意組織であり、 活動名称や範囲を変更する必要はありません

- ※この他にも、住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください
- ※住所変更の証明書の代わりに変更済みの運転免許証等を使用できる場合があります
- ※会社のゴム印や印刷物の変更等、ご負担をおかけしますがご協力お願い申し上げます

詳細については、 各種ご案内をご確認ください

町名等変更による 住所変更手続きの ご案内



区役所関係 住所変更 手続きチラシ

区役所関係 住所変更 手続きチラシ

お問合せ先のご案内など

※イメージ

(事業者向け冊子) 会社等法人の 変更登記について

町名町界の整理による

会社等法人の 変更登記について

名古屋市

※イメージ